平成２４年（フ）第１５４４号
京都市右京区常盤古御所町６番地の13
破産者　坂口　茂夫
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２８号
兵庫県明石市魚住町清水1550番地の13
破産者　小城　正敏
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
大阪市北区長柄東１丁目４　さざなみプラザ第４第26号棟309号室、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町江井島582番地の１
破産者　田中　一馬
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１００号
大阪市北区長柄東１丁目４　さざなみプラザ第４第26号棟309号室、開始決定時の住所兵庫県明石市大久保町江井島582番地の１
破産者　田中　美紀
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９号
島根県益田市下本郷町974番地３
破産者　塩道　辰子
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所益田支部

平成２４年（フ）第３７号
徳島県阿南市橘町大浦28番地４
破産者　中川　　正
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第３８号
徳島県阿南市橘町大浦28番地４
破産者　中川　育子
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１７号
愛媛県西予市宇和町西山田1185番地　山本京国方
破産者　赤松　律子
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１０３号
熊本県玉名市岱明町鍋756番地
破産者　出口　俊信
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第９号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1962番地８
破産者　髙木　弘実
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第１０号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1962番地８
破産者　髙木　恵美
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第１５号
大分県速見郡日出町大字川崎4948番地５
破産者　白水　典子
１　決定年月日　平成25年９月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第２２０号
鹿児島県鹿児島市上福元町6833番地２
破産者　郡山恭一朗
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第８０号
長崎県南島原市有家町石田1152番地
破産者　伊藤　昌弘
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２４年（フ）第８１号
長崎県南島原市有家町山川228―８　グリーンコーポ梶原、住民票上の住所長崎県南島原市有家町石田1152番地
破産者　伊藤　昌睦
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
茨城県日立市砂沢町973番地３
破産者　鈴木　　学
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第６１号
茨城県日立市田尻町４丁目７番15号
破産者　根本　幸一
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２２４号
千葉県銚子市本城町３丁目106番地
破産者　伊藤　　満
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第７９号
千葉県大網白里市季美の森南２丁目39番地11
破産者　髙星　幸一
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２４年（フ）第３３５号
奈良県葛城市疋田229番地19、開始決定時の住所奈良県葛城市西室186番地
破産者　長谷川徹雄
１　決定年月日　平成25年９月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係